

山口県報

平成27年
7月14日
(火曜日)

目 次

○ 条 例	—
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	—
山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例	二
山口県の事務処理の特例に関する条例及び山口県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例	四
職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	六
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	七
山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	八
過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	七
山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例	八
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	九
山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	九
山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例	一〇

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

山口県条例第三十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第一条 特定非営利活動促進法施行条例(平成十年山口県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項を次のように改める。

山口県知事 村 岡 嗣 政

2 知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から前項第一号に掲げる役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するとき
は、前項第一号に定める書面の添付を要しない。

(山口県本人確認情報保護審議会条例の一部改正)

第二条 山口県本人確認情報保護審議会条例(平成十四年山口県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の九第三項」を「第三十条の四十第三項」に改める。

(国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例の廃止)

第三条 国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例(平成十四年山口県条例第三十七号)は、廃止する。

(本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第四条 本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成十九年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

第二条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第三条及び第四条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十五号

山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書を削る。

第六条第一項中「、個人情報」の下に「（特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び次項、第七条第三項並びに第三十七条第一項において同じ。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第六条の二 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（当該事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある」と認めるときを除く。）は、この限りでない。

第十条第二項中「法定代理人」の下に「（特定個人情報の開示の請求をする場合にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」という。）」を加える。

第十一条第二項中「その法定代理人」を「代理人」に改める。

第十三条第一項中「個人情報」の下に「（情報提供等記録（番号法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録をいう。以下同じ。）に記録された特定個人情報を除く。第二十四条第一項、第三章第三節及び第三十二条第四号において同じ。）」を加える。

第十四条第一項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第十六条第三号八中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二十六条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「提供先」の下に「（当該個人情報が情報提供等記録に記録された特定個人情報である場合にあつては、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第二十七条第一項第一号中「又は第六条第一項の規定に違反して利用されているとき」を「、第六条第一項若しくは第六条の二の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」に改め、同項第二号中「及び第三項」を「若しくは第三項又は番号法第十九条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十六条第三号八の改正規定 公布の日
- 二 第十三条第一項及び第二十六条（見出しを含む。）の改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

山口県の事務処理の特例に関する条例及び山口県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第三十六号

山口県の事務処理の特例に関する条例及び山口県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例

（山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第二条 山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。
別表中第五号の八を削り、第五号の九を第五号の八とし、第五号の十を第五号の九とし、第八号を次のように改める。

<p>八 食品表示法（平成二十五年法律第七十号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の市町の区域内のみにあるものに係るものに限る。）</p> <p>イ 法第六条第一項の指示をすること（表示事項等）食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手續を定める命令（平成二十七年内閣府令・農林水産省令第二号）第一条第一項に規定する表示事項又は同条第二項に規定する遵守事項をいう。以下この号において同じ。）に係るものを除く。）。</p>	萩市
---	----

口 法第六条第五項の規定による命令をすること（イに掲げるものに係るものに限る。）。

ハ 法第七条の規定による公表をすること（イ及びロに掲げるものに係るものに限る。）。

ニ 法第八条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問をすること（表示事項等に係るものを除く。）。

ホ 法第八条第二項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問をすること。

ヘ 法第十二条第一項の規定による申出を受理すること（表示事項等に係るものを除く。）。

ト 法第十二条第三項の調査をすること（ヘに掲げるものに係るものに限る。）。

チ 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号。以下この号において「政令」という。）（第五条第三項の規定による報告をすること。

リ 政令第五条第七項の規定による報告をすること。

又 政令第六条第三項の規定による報告をすること。

ル 政令第六条第七項の規定による報告をすること。

（山口県食の安心・安全推進条例の一部改正）

第二条 山口県食の安心・安全推進条例（平成二十年山口県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第二十一条第十項」を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第十条」に、「厚生労働大臣」を「消費者庁長官」に改める。

第二十七条第一項中「販売した食品が食品衛生法」の下に「又は食品表示法（平成二十五年法律第七十号）」を加え、同項第二号中「食品衛生法第十九条第二項」を「食品表示法第五条」に改める。

第三条 山口県食の安心・安全推進条例の一部を次のように改正する。

第二条第五項第二号イを次のように改める。

イ 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3に掲げる表示の方法に従い販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えた場合の当該販売者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十七号

職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第一条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第八十四条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に改める。

（職員の再任用に関する条例の一部改正）

第二条 職員の再任用に関する条例（平成十三年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十八条の二第二項第一号」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第七条の三第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十八号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和六十年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮」、
 「、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設」及び「適合高齢者専用賃貸住宅であつて」を削り、「該当する特定施設入居者生活介護」の下に「を行う施設」を加え、「若しくは指定介護予防サービス」を「を行う施設、指定介護予防サービス」に、「行うもの」を「行う施設」に改め、「有料老人ホーム」の下に「、サービス付き高齢者向け住宅」を、「重度訪問介護を行う事業」の下に「、同行援護を行う事業」を加え、「、共同生活介護を行う事業」を削り、「事業、指定地域密着型サービスに該当する」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、」を加え、「又は認知症対応型共同生活介護」を、「認知症対応型共同生活介護又は複合型サービス」に、「又は厚生労働大臣」を「又は知事」に、「国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮、国立保養所、国立知的障害児施設」を「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第二項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設（整肢療護園及びむらさき愛育園に限る。）」に改め、同条第二号中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る。

第二条の二第一項第一号中「七年」を「五年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年七月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十九号

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第一条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第五十三条の二第一項中「行つた」を「行つた課税資産の譲渡等(」に、「(同法その他)」を「のうち、特定資産の譲渡等(同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）」並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）」及び特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他)」に、「を除く。）」については、「当該事業者」を「以外のものをいう。）」については、「当該事業者」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第十三条の二の次に次の一条を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第十三条の三 租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座(以下この項及び附則第十七条の三の二第一項において「未成年者口座」という。))を開設している個人について、同法第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由(以下この項及び附則第十七条の三の二第一項において「契約不履行等事由」という。))が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等(同法第九条の九第一項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。))が同法第九条の九第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十四条第一項第六号の規定の適用については、同号中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

附則第十七条の三の次に次の一条を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十七条の三の二 未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四の二第八項の規定の適用を受けたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第三十九条の十五第一項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十四条第一項第七号並びに第三十九条の十八第一項及び第二項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等(第三十九条の十八において「特定株式等譲渡対価等」という。)の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第六項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止(第三十九条の十八第一項及び第二項において「未成年者口座の廃止」という。)の日」と、第三十九条の十八第一項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等」と、同条第二項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」とする。

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

附則第七条の二中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」と、「百分の四・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」と、「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

附則第九条の三の四を削る。

等」に改め、同号八中「行つた課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、「平成二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「平成二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に改め、同項第二号イ中「八まで」を「二まで」に改め、同号口中「平成二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に、「第十四条第三項の規定若しくは」を「第十四条第三項の規定、」に、「若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例による」を「に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十六条の二の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例による」に、「平成二十七年旧消費税法」を「平成二十九年旧消費税法」に、「平成二十七年新消費税法」を「平成二十九年新消費税法」に、「八まで」を「二まで」に改め、同号八中「行つた課税仕入れ」の下に「若しくは特定課税仕入れ」を加え、「平成二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に、「平成二十七年新消費税法」を「平成二十九年新消費税法」に、「八まで」を「二まで」に改める。

附則第十八項から第二十項までの規定中「平成二十七年改正後の条例」を「平成二十九年改正後の条例」に、「平成二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「平成二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「平成二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第二十一項中「平成二十七年改正後の条例」を「平成二十九年改正後の条例」に、「平成二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成二十五年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、第三十九条の十二第一項の改正規定中「加え」の下に「、「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加え」を加え、附則第十七条の二第二項の改正規定及び附則第十七条の二の次に一条を加える改正規定中「第三十七条の十四の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定 公布の日

二 第一条中山口県税賦課徴収条例第五十三条の二第一項の改正規定及び第三条中山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第七項の

改正規定並びに附則第五項の規定 平成二十七年十月一日

三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)、附則第四項及び附則第六項から第十九項までの規定 平成二十八年四月一日

四 第二条中山口県税賦課徴収条例附則第九条の四の二第二項第一号及び第九条の五第一項の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十一号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)(の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第二十五条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

4 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「平成二十八年改正後の条例」という。)(の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

5 改正後の条例の規定中地方消費税に関する部分は、平成二十七年十月一日以後に事業者(地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。)(が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。)(第四条の規定による改正後の消費税法(以下この項において「新消費税法」という。)(第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。)(以外のものをいう。)(及び特定課税仕入れ(新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。)(に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)(に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

6 別段の定めがあるものを除き、平成二十八年四月一日前に課した、又は課すべきであった第一項第三号に掲げる規定による改正前の山口県税賦課徴収条例（以下「改正前の条例」という。）（附則第九条の三の四に規定する喫煙用の紙巻たばこ）（以下「紙巻たばこ三級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

7 次の各号に掲げる期間内に、平成二十八年改正後の条例第六十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、平成二十八年改正後の条例第六十五条の二の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円

8 平成二十八年四月一日前に改正前の条例第六十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（改正前の条例第六十五条の三第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（平成二十八年改正後の条例第六十三条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

9 前項に規定する者は、卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所ごとに、小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるものの本数

二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

10 附則第八項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）（附則第二十条第四

項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十二条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができ。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

11 附則第九項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

12 附則第八項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、平成二十八年改正後の条例第六十三條、第六十四條、第六十五條の四及び第六十五條の六の規定を適用する。

13 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、附則第八項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、平成二十八年改正後の条例第六十五條の七の規定に準じて、同條の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が平成二十八年改正後の条例第六十五條の五第一項から第四項までの規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

14 平成二十九年四月一日前に平成二十八年改正後の条例第六十三條第一項に規定する売渡し又は同條第二項に規定する売渡し若しくは消費等（平成二十八年改正後の条例第六十五條の三第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

15 附則第九項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第九項	前項に	附則第十四項に
附則第九項第二号	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
附則第十項	前項	附則第十四項
	附則第八項	附則第十四項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
附則第十一項	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第九項において準用する同条第二項
	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
附則第十二項	附則第八項	附則第十四項
附則第十三項	同項	同項及び附則第十五項において準用する附則第九項
	附則第八項	附則第十四項

16 平成三十年四月一日前に平成二十八年改正後の条例第六十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき百五十円とする。

17 附則第九項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第九項	前項に	附則第十六項に
附則第九項第二号	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
附則第十項	前項	附則第十六項
	附則第八項	附則第十六項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項
附則第十一項	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十一項において準用する同条第二項
	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
附則第十二項	附則第八項	附則第十六項
附則第十三項	同項	同項及び附則第十七項において準用する附則第九項
	附則第八項	附則第十六項

18 平成三十一年四月一日前に平成二十八年改正後の条例第六十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

19 附則第九項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第九項	前項に	附則第十八項に
附則第九項第二号	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
附則第十項	前項	附則第十八項
	附則第八項	附則第十八項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する同条第四項
附則第十一項	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項
	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日
附則第十二項	附則第八項	附則第十八項
	同項	同項及び附則第十九項において準用する附則第九項
附則第十三項	附則第八項	附則第十八項

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

山口県条例第四十号

山口県知事 村岡 嗣 政

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業又は」を「事業、」に改め、「いう。」「の下に「又は半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十七条各号に掲げる事業」を加える。

第二条第二号中「（昭和六十年法律第六十三号）」を削る。

第六条中「第二条第四項の規定による公示の日（その日が昭和六十一年六月二十七日前である場合には、同日）」を「第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間の初日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第六条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成二十七年三月三十一日以前に半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域内において、改正前の過疎地域等における県税の特例に関する条例第六条に規定する特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得した者に係る県税の不均一課税は、なお従前の例による。

3 平成二十七年四月一日以後に改正後の条例第六条の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該設備の建設に着手したものに對する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「当該設備又は施設の建設に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年山口県条例第四十号）の施行の日から一月以内に」とする。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第四十一号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十二号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「又は看護師」を、「看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十三号

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山口県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号の表中「キロワット」を「キロワット」に改め、同表佐波川発電所の項の次に次のように加える。

宇部丸山発電所	宇部市	一三〇
---------	-----	-----

第二条第二項第二号の表生見川工業用水道の項の次に次のように加える。

島田川工業用水道	光市	下松市及び周南市	一四、一〇〇
----------	----	----------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第四十四号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
別表山口県立下関工業高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立下関工科高等学校	下 関 市
--------------	-------

附 則

この条例は、平成二十七年十一月一日から施行する。